

介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】

平成 年 月 日

介護福祉機器を導入した事業所は以下になります。 申請事業主名称

① 導入に 係る 事業所	(1) 名称		(2) 事業内容			
	(3) 所在地 (〒 )			(TEL )		
	(4) 雇用保険適用事業所番号					
	(5) 事業所の代表者の役職及び氏名					
	(6) 当該事業所の 雇用保険一般被保険者数		人		(7) うち、介護関係業務に携わっている数	
	(8) 当該事業所の利用者数		人			
	(9) 介護雇用管理責任者氏名			(10) 周知方法		
	(11) 選任した日			(12) 周知を開始した日		

② 導入した 介護 福祉 機器	(1) 介護福祉機器を購入した場合						
	a. 品目	b. 購入単価	c. 台数	d. 支払額	e. 支払先	f. 支払完了日	g. 導入日
	(2) 介護福祉機器を賃借した場合						
	a. 品目	b. 賃借料 (年額・月額)	c. 台数	d. 支払額/月分	e. 賃借先	f. 賃借期間及び支払完了日	
	イ. 支払額合計				円		

③ 工 事 費	a. 工事費額及びその積算		b. 施工業者	c. 工事期間
	ロ. 工事費額の合計 円			
④ 保 守 契 約	a. 保守契約を締結した機器・台数	b. 契約料	c. 契約先	d. 契約期間
	ハ. 保守契約料合計 円			

	a. 実施年月日	b. 研修名・内容	c. 費用及び積算	d. 研修の実施団体名
⑤ 使用の徹底を図るための研修				
	ニ . 研修費 円			

合計額 (イ + ロ + ハ + ニ) 円

様式第7号別紙（注意書き）

（記入上の注意）別紙については、導入事業所ごとに内容を記載し、様式第7号とともにご提出下さい。

- 1 ①-(7)には、雇用保険一般被保険者数のうち実際に介護関係業務に携わっている方の人数を記入して下さい。
- 2 ②については、実際に要した介護福祉機器の費用等を記載して下さい。なお、本奨励金の対象となる介護福祉機器の範囲は以下のとおりです。

(1) 移動用リフト

※立位補助機（スタンディングマシン）を含む。なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具（スリングシート）を含む。

(2) 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は、車両本体を除いた車いすリフト部分に限る。

(3) ベッド ※傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。ただし、マットレスは除く。

(4) 座面昇降機能付車いす

(5) 特殊浴槽 ※移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なもの。なお、特殊浴槽の導入時に、当該特殊浴槽の稼働に必要な不可欠なものとして、同時に購入等した担架や入浴用車いすを含む。

(6) ストレッチャー ※入浴用を使用するものを含む。

(7) シャワーキャリー

(8) 昇降装置 ※人の移動に使用するものに限る。

(9) 車いす体重計

※なお、前項に該当する機器であっても次の(1)から(13)に該当する場合は奨励金の対象となりません。

(1) 事業主が私的目的のために購入した機器

(2) 事業主以外の名義の機器

(3) 現物出資された機器

(4) 商品として販売又は賃貸する目的で購入した機器

(5) 原材料

(6) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器

(7) 支払い事実が明確でない機器

(8) 国外において導入される機器

(9) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器

(10) 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器

(11) 管轄労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器

(12) 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器

(13) 長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

- 3 ②-(1)について、bの購入単価は、10万円未満のものについては対象とはなりません。dの計画期間に実際に支払った額は、計画期間を超える分割払いのため、期間内に支払いが完了しない場合にあつては、計画期間内の最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。また、手形又は小切手による支払いの場合にあつては、決済が完了したものに限りします。
- 4 ②-(2)について、dの計画期間に実際に支払った額は、計画期間を超える賃借のため、期間内に支払いが完了しない場合にあつては、計画期間内の最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。当該欄には、何ヶ月分の支払いかわかるよう記載して下さい。賃借料については、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料（支払いが完了している分に限る）の1/2を助成します。また、賃借については、奨励金の支払を受けた後も引き続き行うことが必要です。
- 5 ④について、計画期間を超える保守契約を締結した場合は、計画期間内に相当する額（月割・年割等で計算）が支給対象となります。